

## 第32回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月26日(月)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、5番 勝見 和彦

6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第64号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 報告第66号 非農地証明の結果報告について

第 7 報告第67号 現況地目の認定申請について

第 8 報告第68号 農地転用許可制限の例外に係る届出について

第 9 報告第69号 人・農地プラン検討会の結果報告について

第10 議 第170号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第11 議 第171号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(貸借権の設定)

第12 議 第172号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、農地主査 竹田智弘、主任 玉田絵里子、主事補 小関未夢

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第32川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。欠席届のあった委員は、議席4番佐々木一宏委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席9番新野勝廣委員、議席1番鈴木秀男委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より竹田主査並びに玉田主任を指名いたします。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第64号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主任 玉田 絵里子

1ページをご覧ください。報告第64号、令和4年8月26日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転、利用権の設定については零件です。利用権の移転、8月利用権移転件数合計16件、田203,407㎡、以上となります。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第65号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主任 玉田 絵里子

6ページをご覧ください。報告第65号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和4年9月26日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は18件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字上小松字赤屋敷518-2、田3,068㎡のうち2,440㎡、解約後道路用地となるものです。

2番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、●●、以下内容については、1番と同じです。

3番●●、●●、大字大塚字荒井五2598、田145㎡、次のページをご覧ください。計田17筆18,033㎡、解約後貸し直しするものです。

4番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字時田字堺田100-2、

田432㎡のうち26㎡、解約後道路用地となるものです。

5番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、●●、以下内容については4番と同じです。

6番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字時田字中洗572-1、田5、330㎡のうち2、176㎡、計田4筆6、678㎡、解約後道路用地となるものです。次のページをご覧ください。

7番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、Be-Seeds 山形農産株式会社、代表取締役川崎泰久、以下内容については6番と同じです。

8番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字時田字中洗769-1、田7、120㎡のうち251㎡、解約後道路用地となるものです。

9番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、農事組合法人たかだ代表理事齋藤敏行、以下内容については8番と同じです。

10番●●法定相続人代表●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字下奥田字金箭前50-2、畑640㎡のうち9㎡、解約後道路用地となるものです。

11番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、●●、以下内容については10番と同じです。次のページをご覧ください。

12番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字下奥田字明神堂70、田1、315㎡のうち817㎡、解約後道路用地となるものです。

13番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、●●、以下内容については12番と同じです。

14番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字下奥田字金箭前139-2、1、753㎡のうち1、043㎡、解約後道路用地となるものです。

15番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、●●、以下内容については14番と同じです。

16番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字下奥田字金箭前37-1、田3、114㎡のうち802㎡、計田2筆1、667㎡、解約後道路用地となるものです。次のページをご覧ください。

17番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、●●、以下内容については16番と同じです。

18番●●、●●法定相続人●●、大字洲島字土田6467、田806㎡、解約後貸し直しのものです。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第66号、非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

11ページをお開きください。報告第66号、非農地証明の結果報告について、申請件数は2件です。

12ページをお開きください。願い人、川西町長原田俊二、土地については大字大舟字船ヶ崎2580-1、田603㎡、計田2筆2、150㎡、非農地となった時期及び事由については、昭和49年に東沢小学校のプール用地として使用しており、それ以降学校用地として利用してきているものです。調査員の意見といたしまして、令和4年8月30日に船山委員と佐々木委員、事務局で確認しており上記のとおり相違ないことを確認しております。

13ページをお開きください。願い人●●、場所については大字上小松字道徳2487-2、畑で400㎡です。非農地となった時期及び事由については、昭和50年頃から宅地と一体的に使用しており、現在は庭として使用しております。その後畑としての利用はございません。調査員の意見といたしまして、令和4年9月15日に新野委員、高橋委員と事務局で現地調査の結果、申請の内容に相違ないことを確認しております。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、報告第67号現況地目の認定申請についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

14ページをお開きください。報告第67号、現況地目の認定申請について申請件数は1件です。

15ページをお開きください。申請人は●●でございまして、場所は大字洲島字大佐巻3037番の5、現在の登記地目が雑種地ですが、現況地目が田ということで申請を受けたものです。面積は36㎡でございます。申請の中身については申請された土地が、平成8年に東北電力の送電線の鉄塔が移設ということで、土地の交換を考えましたが移設後も地目変更をしておらず、前に鉄塔が立っていたところが雑種地のままで残っており、ただし、田として耕作を続けているので地目変更したいということで認定申請を提出されました。現地については9月15日に新野委員と高橋委員と事務局で確認しておりまして、申請のとおり相違ないということを確認しております。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第8、報告第68号、農地転用許可制限の例外に係る届出についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

16ページをお開きください。報告第68号、農地転用許可制限の例外に係る届出について、届け

出件数は1件です。17ページお開きください。申請者楽天モバイル株式会社、所有者は●●です。土地については、大字朴沢字下三百苅1440-3、地目は田で453㎡のうち1㎡でございます。土地の使用目的は、携帯電話の基地局ということになります。認定電気通信事業の業務に供する一定の施設に関しては、農地法施行規則第29条第16号、また、同じく第53条第14号の規定により農地転用許可申請は不要とされております。ただし、今回のような、いわゆる携帯電話基地局については、農業上の土地利用との調整を図ることで事業計画の提出によって、施工が完了ということになります。なお今回、別添で資料No.1ということで、農地転用許可制限の例外ということで、頂いた届出書の一部抜粋したものをお付けしております。ご覧いただければと思います。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第9、報告第69号、人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

18ページをお開きください。報告第69号、令和4年度第1回川西町人・農地プラン検討会報告でございます。開催日時ということで、本来であれば参集による検討会を行っているわけですが、コロナの関係、または豪雨災害後ということで参集を見合わせまして、8月19日の金曜日から8月31日までの書面決議による開催に替えさせていただいております。第1回の検討会に向けて、下記の五つのプランから更新の案が出されておりました。吉島地区20回目の更新、犬川地区18回目、東大塚13回目、大塚南方が11回目、大塚菊田が11回目ということで、5プラン出されまして書面決議による審査の結果、どのプランも妥当であるということで審査されましたので報告いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第10、議第170号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 玉田 絵里子

19ページをご覧ください。議第170号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和4年9月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請関数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字高山字八幡堂東867、畑8.72㎡、計畑4筆578.39㎡、離農、経営規模

拡大です。以上今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番について、議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号1番について、推進委員の竹田委員が現地確認をしております。今回の申請は、高齢に伴いまして畑を利用することができなくなったということでの案件になります。譲り受け人は意欲的に農業経営を行っておりまして、周辺農地への影響はないということであります。農地の状況からして総額●●円は妥当というふうに判断しております。よろしく願います。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第11、議第171号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 玉田 絵里子

20ページをご覧ください。議第171号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求め。令和4年9月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字大塚字荒井五2598、田145㎡、計田17筆18,033㎡、貸し直し、経営規模拡大です。以上今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

次にただ今の説明に関連して、現地調査等の結果について本職より報告申し上げます。

番号1番について、9月13日に、平田推進委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、

経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺の農地への影響ないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと思いますのでよろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第12、議第172号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

21ページをお開きください。議第172号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和4年9月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。

1番、貸し人●●、借り人、株式会社ミライトワン東北支店長、繁尾明彦、土地については、大字朴沢字下三百苜1440-3、地目は田んぼで453㎡のうち262.168㎡です。農地区分は第1種農地でございまして、使用目的は工事用仮設用地として使用するものです。付記といたしまして、申請地を借り受け、携帯電話無線基地局建設工事に伴う工事用仮設用地とするための一時転用ということになります。別添の資料No.2の資料で補足させていただきたいと思ひます。3ページをお開きいただきまして、こちらが今回の申請地となります。5ページには土地利用計画図を載せております。ご覧の通り重機を置いたり、資材を置いたりするスペースとして活用するものでございまして、事業費としては●●円でございまして、農地を復元するための金額でございまして、資金については、全額自己資金で調達する計画で、残高証明書によって確認しております。汚水排水の同意は不要で、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

次に現地調査等の結果について、議席3番高橋孝博委員より報告願ひします。

委員 高橋 孝博

番号1番につきまして、令和4年9月15日に新野委員と私、そして事務局で現地調査をして参りました。申請の土地は、朴沢地内にある第1種農地の田であり、申請者が工事用仮設用地として一時転用するための申請であります。転用後については、重機が入るところは鉄板で農地を保護し、また、農地復元計画も適当であり、周辺農地への影響も無いため申請の内容に問題はないと判断しております。よろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

これもちまして、第32回川西町農業委員会総会を閉会いたします。